(証券コード6822) 2022年6月13日 株 主 各 位

横浜市港北区菊名七丁目3番16号 大井電気株式会社

取締役社長 石 田 甲

# 第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し 上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面または電磁的方法(インターネット)により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁のご案内に従って書面または電磁的方法(インターネット)により、2022年6月28日(火曜日)午後5時15分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日 時** 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 横浜市港北区菊名七丁目3番16号 当社本店会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項1. 第98期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告 の件
    - 2. 第98期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

【会社提案(第1号議案から第5号議案まで)】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

#### 【株主提案(第6号議案)】

第6号議案 株式分割の件

株主提案(第6号議案)に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」(35頁から 36頁まで)に記載のとおりであります。

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<a href="https://www.ooi.co.jp">https://www.ooi.co.jp</a>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|「連結注記表|
- (4) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<a href="https://www.ooi.co.ip">https://www.ooi.co.ip</a>)に掲載いたしますのでご了承下さい。

〈株主様へのお願い〉

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ooi.co.jp)より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。 株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

# ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の 議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

2022年6月29日(水曜日)午前10時

# ■ 株主総会にご出席されない場合



# 書面による議決権行使

T使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時15分まで



# インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、 替否を入力してください。

行使期限 2022年6月28日 (火曜日) 午後5時15分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って ください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。 再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

#### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

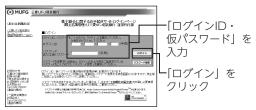
- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わ せていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、 パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 https://evote.tr.mufg.jp/ サイト

- 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パス ワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って替否をご入力ください。
- ※ 操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

## 【会社提案(第1号議案から第5号議案まで)】

#### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 現行定款第16条につき、字句の誤記を訂正するために変更を行うものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分であります。)

	( ) 13 = 1
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の 記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の 定めるところに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供したものとみ なすことができる。	(削除)

TD/=r=+h	*****
現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。
(決議の方法) 第16条 (略) ② (略)	(決議の方法) 第16条 (現行どおり) ② (現行どおり)
③ 当会社の合併、株式分割、株式交換または株式移転に係わる契約または計画を承認する決議は、前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	③ 当会社の合併、会社分割、株式交換または株式移転に係わる契約または計画を承認する決議は、前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(新設)	(附則) 1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、施行日という。) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本総会終結のときをもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	
1	岩 苗 單 (1963年6月18日生)	1987年 4 月 (	43,243株	
	(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 金融機関での勤務を経て営業部門の責任者を務めたこと、取締役社長として当社グループ経営を牽引 してきたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機 能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものでありま す。			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	
2	千 葉 敏 幸 (1965年3月29日生)	1985年 4月 大井電子㈱入社 2004年 5月 当社生産本部技術 1部第2グループマネージャー 2008年 4月 当社水沢製作所NW・監視制御技術部長 2010年 4月 当社水沢製作所副所長 2012年 4月 当社水沢製作所長 2015年 6月 当社取締役 S E 本部長 2019年 4月 当社取締役営業統括 2020年 4月 当社取締役 2020年 6月 当社取締役	2,774株	
	実績を活かすことにより	由及び期待される役割) SE・営業部門責任者と幅広い分野の責任者を務めたことによる J、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確 V締役として選任をお願いするものであります。	豊富な経験と保・向上が期	
3	仁 井 党 党 (1961年9月27日生)	1985年 4月 東京電力㈱入社 2009年 7月 同社電子通信部通信企画グループマネージャー 2012年10月 同社電子通信部長代理 2013年 6月 同社江東支社長 2017年 7月 当社第一営業本部長付 2019年 4月 当社営業統括副統括 2019年 6月 当社取締役営業統括副統括 2020年 4月 当社取締役経営管理本部長(現任)	1,577株	
	(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 電力会社における電子通信部門、支社長勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験 と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が 期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	蘭 苯 俊 也 (1959年12月4日生)	1982年 4 月 三菱電機(株)入社 2005年 4 月 同社北陸支社電子通信部長 2012年 4 月 同社通信事業部専任 2013年 1 月 当社出向、第二営業本部長付 2013年 4 月 当社出向、第二営業本部長 2015年 3 月 当社第二営業本部長 2017年 4 月 当社執行役員第二営業本部長 2020年 4 月 当社執行役員営業統括副統括兼第二営業本部長 2020年 6 月 当社取締役営業統括副統括兼第二営業本部長(現任)	1,378株
	富な経験と実績を活かる	由及び期待される役割) ける通信事業営業部門での勤務を経て、営業部門責任者を務めた すことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係 こめ、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	ことによる豊る実効性の確
5	簡本和 久 (1966年10月1日生)	1987年4月当社入社2007年7月当社システムエンジニアリング本部通信伝送システム部次長2008年4月当社SEセンター長2012年4月当社営業統轄SEセンター長2014年4月当社SE本部長2015年4月当社水沢製作所長2017年4月当社執行役員水沢製作所長2019年4月当社執行役員SE本部長兼同本部システム事業推進部長2020年4月当社執行役員SE本部長(現任)	1,100株
	(取締役候補者とした理由及び期待される役割) SE本部長・製作所長として、営業及び技術の分野における責任者を務めたことによる豊富な経験と 実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が其 待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者の選任が承認された場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

#### (ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

取締役属性	企業経営経営戦略	技 術研究開発	営 業	製 造品 質	法 務 コンプライアンス リスク管理	財 務 会 計	IT DX	人 事 人材開発	ESG サステナビリティ
石田 甲	0		0		0	0		0	0
千葉 敏幸	0	0	0	0			0		0
仁井 克己	0				0	0	0	0	0
岡本 俊也	0		0				0		0
岡本 和久	0	0	0	0			0		

# 監査等委員である取締役

取締役属性	企業経営 経営戦略	技 術研究開発	営 業	製 造品 質	法 務 コンプライアンス リスク管理	財 務 会 計	IT DX	人 事 人材開発	ESG サステナビリティ
藤井 正人	0	0		0	0				
安井 宏樹	0				0	0			
保々 雅世	0		0		0		0	0	0

- (注) 1. 一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。
  - 2. 定款第22条第2項の定めにより、監査等委員である取締役は任期中であるため本総会の議案における候補者ではありませんが、取締役会全体のスキルマトリックスを表すため各人のスキルを掲載しております。

#### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等 委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、佐々木正光氏は監査等委員である取締役藤井正人氏の補欠者、本村健氏は監査等委員である社外取締役保々雅世氏の補欠者、杉本武史氏は監査等委員である社外取締役安井宏樹氏の補欠者であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	佐	1977年 4 月 大井電子㈱入社 2008年 4 月 当社品質保証部次長 2012年 4 月 当社品質保証部次長兼同部信頼性管理 グループマネージャー 2013年 4 月 当社監査室副室長 2013年 6 月 当社監査を長兼監査役付 2017年 6 月 当社監査役	1,706株
	(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 佐々木正光氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、監査等委員である取締役に就任 した際、当社監査役としての経験を踏まえ、監査に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ 高度な視野で提言いただくためであり、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・ 向上を期待しております。		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数		
		1997年 4 月 岩田合同法律事務所山根室入室(現任) 2003年10月 Steptoe & Jahnson LLP ワシントン・オフィス勤務			
	もと むら たけし	2007年6月 学校法人大妻学院 大妻女子大学・監事			
	本 村 健 (1970年8月22日生)	2015年 4 月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 2016年 6 月 株式会社データ・アプリケーション	1 000+/-		
	(19/0年6月22日生)	2016年 6 月 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役(現任)	1,000株		
2		2017年11月 アルテリア・ネットワークス株式会社			
_		社外監査役(現任)			
		2018年 6 月 当社社外監査役			
		2019年12月 学校法人大妻学院 監事 (現任)			
	就任した際、弁護士とし	等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である しての法律に関する高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提 t外監査役としての経験から、当社の業務執行決定機能及び監督 fしております。	<b>≧言いただくた</b>		
		1985年 4 月 東洋信託銀行㈱入行			
		2003年10月 UFJ信託銀行㈱証券業務部営業企画ライン次長			
	すぎ もと たけ し	2007年 6 月 三菱UFJ信託銀行㈱大宮支店長			
	杉 苯 競 史 (1962年1月3日生)	2013年 6 月 三菱UFJトラストシステム㈱執行役員	0株		
3		横浜西口支店長			
3		2018年 6 月 三菱UFJトラスト保証㈱取締役社長 2022年 4 月 三菱UFJトラスト保証㈱取締役会長(現任)			
	(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 杉本武史氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、金融機関における豊富な経験・見識のみならず、取締役としての経験から、広範かつ高度な視野で提言いただくためであり、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。				

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - ?. 本村健氏及び杉本武史氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 本村健氏及び杉本武史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、両氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年6月24日の第97期定時株主総会において、年間46百万円以内とすること、また当社の監査等委員である取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております。

今般、当社は取締役報酬の見直しの一環として、非常勤の監査等委員である取締役含む全ての監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給したいと存じますのでご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額720万円以内といたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。なお、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は現在3名です。

また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び監査等委員である取締役の協議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより監査等委員である取締役に発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8千株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割<当社の普通株式の無償割当てを含みます。>または株式併合等が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、監査等委員である取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 監査等委員である取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」といいます。)について、本割当株式の交付日から当該監査等委員である

取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」といいます。)。

- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、監査等委員である取締役が、当社の取締役会が 定める期間(以下、「役務提供期間」といいます。)中、継続して上記(1)に定める地位に あったことを条件として、上記(1)で定める地位を退任または退職した時点をもって、本 割当株式の全部について譲渡制限を解除する。
- (3) 監査等委員である取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合の取扱いは以下のとおりとする。
- i 当社の取締役会が正当と認める理由によらずに退任または退職した場合は、当社は本割 当株式を当然に無償で取得する。
- ii 当社の取締役会が正当と認める理由により退任または退職した場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 上記(3)に規定する場合においては、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の ii の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、2016年5月25日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただいた後、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において、これを一部修正し、継続することをご承認をいただいております。(以下、当該継続後の買収防衛策を「現プラン」といいます。)

現プランの有効期間は本定時株主総会終結のときまでであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様のご承認を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。(以下、当該継続後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

つきましては、現プランに一部軽微な文言の整理等所要の変更を加え、継続することの株主の皆様にご承認をお願いするものであります。なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただけた時から、2025年6月開催の当社定時株主総会終結の時までといたします。

記

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることによって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定いたしました

上記 I の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、下記 1. に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1950年(昭和25年)に搬送装置(送電線を利用した多重化装置)を中心とした通信機器の製造販売を目的として設立して以来、電力会社の保安通信網に対応した情報伝送、監視装置等を納入するなど、社会インフラに不可欠な伝送装置・多重化装置・監視制御装置などの情報通信機器の開発(ハード・ソフト)、製造、販売、保守を続けてまいりました。今後とも、当社は「情報・通信技術を通じて人々の生活の安全・安心・便利と地球環境の未来に貢献する」という方針の下、社会インフラ向けの情報通信機器及び関連サービスを提供する企業グループとして、社会の安定発展に貢献し、企業価値の向上を目指すことで、持続的成長を目指してまいります。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、当社企業価値の源泉は以下に掲げる要素にあるものと考えております。

#### ① 技術力

当社の70年以上にわたる歴史の中で、情報通信の高度化、高速化、高品質化、大容量化等に対応し、各種の情報通信技術(アナログ信号処理、デジタル信号処理、信号変換、多重、IP、無線他)を幅広く自社で開発し、蓄積したネットワーク技術や研究成果を活かして、お客様のニーズに合わせた最適な通信インフラ環境の提供を行うことができます。

② 有力顧客との信頼関係、対応力

常に顧客満足度を追求し、顧客優先の精神に徹することをモットーとし、国内主要電力会社(通信部門)を中心に社会的インフラ事業を営む通信キャリア、官公庁、鉄道会社等にむけ、長期にわたり取引を継続してまいりました。その導入実績による案件対応力(スピード・客先ニーズの理解力等のノウハウ)や幅広く蓄積してきた情報通信技術を活かし、当該顧客の更新案件や新規案件の引き合いに継続的に参画できる状況にあります。加えて、今後発展が想定されるIoT関連事業における通信機器等に関しても、こうした実績を踏まえ、参入機会があります。

③ 販売から技術、製造、保守までの一貫体制

当社グループは、製品開発(ハード・ソフト)から製造、アフターサービスまで一貫した体制を構築しており、総合的に取りまとめたシステム提案ができるとともに、社会インフラである公共的事業の性質から高度な品質確保と併せ、一旦納入した製品でも相当長期にわたる保守・アフターサービス継続の観点を重視されるお客様にも、顧客満足を提供することができます。

#### 2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社グループの属する情報通信機器業界は、震災等の経験を経て、通信インフラの耐災害性強化、エネルギー制約の克服や $CO_2$ 削減にも繋がるエネルギー効率化へ向けた貢献が期待されております。また、高度な通信インフラの普及とそのネットワーク接続端末の多様化・高機能化が進み、これらの利活用面での発展による安全・安心・便利な社会を支えるための新規通信需要創出の流れは今後ますます進展し、情報ネットワークの高性能化、通信インフラ整備関連などに加え、更に通信機器分野の枠を超えた新しいビジネスモデルも出現してくるものと予想されます。当社グループといたしましては、こうした事業機会を逃さず追求していくことが重要課題であり、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図るとともに、成長分野への事業展開を推進するため、3か年の中期計画を策定した上で、事業環境変化に合わせて事業計画を柔軟に見直しながら推進しております。

しかしながら、当社グループを取り巻く情報通信ネットワーク市場は環境が大きく変動する市場であり、厳しい競争にさらされている環境の下で、今まで以上のゆるぎない堅固で活力ある経営体質の構築が最も重要な経営課題であるとの認識を強く持っております。その認識に立って、当社グループの企業価値、株主の皆様の共同の利益の最大化を図り、上記 I に記載の基本方針の実現に資するため、次の取り組みを実施しております。

#### ① 収益性の維持・拡大及び成長性の追求

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進するとともに、コスト競争力の強化に取り組み、当社グループ間のシナジーを発揮することで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。各セグメントの事業戦略は以下のとおりです。

#### ア. 情報通信機器製造販売

情報通信機器製造販売においては、第5世代移動通信システム(5G)の普及、IoT技術に対する社会的な関心の高まり等、当社の新規ビジネス参入の機会が見込まれます。特にOTN(\*1)プラットフォーム(光多重伝送装置)事業の拡大、IoT関連に利用されるLPWA(\*2)等の、新規事業の拡大、地方自治体向けの防災事業の拡大等、社会的なニーズの高い事業について、戦略的な製品企画による製品の投入等により、積極的に取り組んでまいります。

また、伝送関連機器やシステム関連機器等、創業時からの社会インフラ(電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど)向けの基幹事業分野については、機能向上、レパートリー拡充開発、国際規格対応等を進め、電力システム改革等に対応した提案や既存顧客との連携・補完ビジネス等の深化により、収益性の維持・拡大を図り、安定的経営基盤構築に向けてまいります。

- \*1 Optical Transport Network
- \*2 Low Power Wide Area

# イ. ネットワーク工事保守

ネットワーク工事保守業界においては、5G普及に関連してキャリア向け通信機器工事の事

業が拡大の方向にあります。価格競争は継続して厳しい傾向にありますが、徹底したコスト管理・削減による価格対応力の強化と、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かすことで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 特長ある製品の拡充

新たな強い事業の創出に向けては、通信のことなら大凡理解できるといった自社の強みを活かし、市場分析を踏まえた事業方針、製品・事業・開発戦略等の連動した展開を図り、中長期を睨んだ事業・製品・顧客開拓について戦略的に展開してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取り組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

当社は、以上のような取り組みを通じてより確かな経営基盤を築き、一層積極的な事業展開に挑戦し続けてまいります。その活動の継続こそが企業価値を向上させることにつながり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、継続的な成長を図り、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼を高めることを目的に、事業活動の変化に迅速かつ的確に対応できる執行体制を確立し、透明性の高い経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

当社は、会社業務に精通した監査等委員でない社内取締役及びこれを監視・監督する社外取締役を中心とした監査等委員である取締役で構成される取締役会による経営が当社の業態や事業規模に適していると判断し、監査等委員会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。経営の監視体制を整え透明性を確保するため、監査等委員である取締役3名の内2名を社外取締役としており、社外取締役2名を独立役員として指定しております。取締役会において重要事項の意思決定並びに各取締役の職務執行の監督を行うほか、代表取締役が適正かつ効率的な業務執行を行うため、取締役、本部長、関連部長をメンバーとする経営会議を月に2回開催し、重要事項の審議及び決定事項の進捗フォロー等を行っております。当社の監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務・財産状況を調査する等の方法で、他の取締役の職務執行の監査を行っております。

# Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プラン導入の目的

16頁 I に記載の基本方針のとおり、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。

本プランは、あくまで当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、16頁 I に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するための対応策であります。

#### 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定(概要については30頁をご参照下さい。)に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、31頁に記載の3氏が就任する予定です。

なお、2022年3月31日現在における当社大株主の状況は、43頁記載の「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けている事実はございません。

- (1) 本プランに係る手続き
- ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i)当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20%以上となる買付け
- (ii)当社が発行者である株式等[4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合[6] 及びその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii)当社が発行者である株式等に関する買付者等が、当社の他の株主との間で当該他の株主が 当該買付者等の共同保有者[8]に該当することとなる行為を行うことにより、当該買付者 等の株式等保有割合が20%以上となるような行為[9]
- ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該 買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

- (ロ)代表者の役職及び氏名
- (ハ)会社等の目的及び事業の内容
- (二)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ)国内連絡先
- (へ)設立準拠法
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が 認めた者を含みます。以下同じとします。
- 9 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株式等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

- (ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者 等の当社の株式等の取引状況
- ( iii )買付者等が提案する大規模買付け等の概要(買付者等が大規模買付け等により取得を予定 する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的(支配権取得若しくは経営 参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡 等、又は重要提案行為等[10]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的 が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
- ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順 に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社 取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。) を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[11] (初日不算入) 以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記② (i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報 を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態 様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のため に不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する 追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原 則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i)買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その 他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、 役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii)大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び 内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の 時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株 式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する 内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (iii)大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv)大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v)大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合 はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結 その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手 方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び 配当政策
- (ix)大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- (i)対価を現金(円価)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間 ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な

事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。(延長の期間は最大30日間とします。) その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下(イ)~(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ)買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて 高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っ ている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的 財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の

資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

- (ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又は そのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得 を行っていると判断される場合
- (二)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (ホ)買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虐があると判断される場合
- (へ)買付者等の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (ト)買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい 毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる 虞があると判断される場合
- (チ)買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との 比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく 劣後すると判断される場合
- (リ)買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される 場合
- (ヌ)その他(イ)から(リ)までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損な うと判断される場合
- ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

また、独立委員会が対抗措置発動停の停止を当社取締役会に勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

## ⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権|といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、32頁記載の「新株予約権無償割当ての概要」のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は 廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止され るものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本 プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更

が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で導入するものです。また、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- (3) 必要性・相当性確保の原則
- ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記 2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動 等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確 保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動 の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定 本プランは、上記 2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ

発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕 組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- 4. 株主及び投資家の皆様への影響等
- (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は 経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があ

る点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株 予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

#### 独立委員会規定の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
- 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではなく、当社社外取締役であった独立委員が社外取締役でなくなった場合には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを 行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、 当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
- (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
- (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
- (3)本プランの廃止及び変更
- (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項 各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人 的利益を図ることを目的としてはならない。
- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

#### 独立委員会委員の略歴

氏名	mune.	略歴
	1996年4月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)
		TMI総合法律事務所入所
高原 達広	1999年3月	ニューヨーク州弁護士登録
	2003年1月	TMI総合法律事務所パートナー(現任)
	2010年4月	中央大学法科大学院兼任講師
	1999年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会)
		児玉・齋藤法律事務所入所
三浦繁樹	2003年3月	半蔵門総合法律事務所パートナー(現任)
	2014年4月	第一東京弁護士会常議員会副議長
	2015年4月	最高裁判所司法研修所教官
	1987年4月	三菱信託銀行株式会社入行
	2005年10月	三菱UFJ信託銀行株式会社企業金融部業務グループ主任調査役
安井宏樹	2014年4月	同社監査室長
<u>女</u>	2018年6月	エム・ユー・トラストアップルプランニング出向 (取締役総務部長)
	2021年4月	同社顧問
	2021年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)

<sup>※</sup> 各氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当で決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)(と同数)を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式 (ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。) 1 株につき 1 個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

- 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
- 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出 資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権 無償割当て決議において別途定める額とします。
- 6. 本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[12]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[13]、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[14](これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

- 12 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(当社株主Unearth International Limited様の反対意見)

当社は、当社株主であるUnearth International Limited様から、2022年4月25日付け株主提案書の提出を受け、現プランの廃止の件を議題とする株主提案を受けておりましたが、現プランの有効期間は本総会終結の時とされている中では、当該議題に係る議案と第5号議案の双方を付議した場合は株主様に混乱を生じることが懸念されるとともに、当該株主提案は実質的には第5号議案に対する反対意見と理解されたことから、Unearth International Limited様の意見を第5号議案に対する反対意見として本招集通知に掲載することといたしました。これを受けて、Unearth International Limited様からは、現プランの廃止の件を議題とする株主提案を取り下げる旨の意向が示されました。Unearth International Limited様から提出された意見は下記のとおりです。

記

敵対的買収における最大の防衛策は株価の向上です。しかしながら、当社が行っていることは、現在の低迷した株価水準を容認しつつ、なお買収防衛策の導入継続の意思があることから、現取締役の保身と判断せざるを得ません。目の前の課題を改善する姿勢は取らず、一方で買収防衛策のメリットのみを強調されるのは、取締役会による我田引水です。また、買収防衛策の導入は、より良い条件で株式を売却する機会を少数株主から奪うことになる恐れもあるため、買収防衛策の継続は少数株主の利益に反します。また、一般的に、コーポレート・ガバナンス・コード導入後は買収防衛策を廃止する傾向にあり、当社においても買収防衛策は廃止すべきです。

一方、買収防衛策の導入は、最終的に株主に決定が委ねられる設計であり株主の総意で決議されることだと反論されるでしょうが、株主としてはこの悲惨な株価や業績状況でそもそも "導入した買収防衛策を継続する判断に至るその姿勢"そのものに異議を唱えます。そして、弊社は石田社長の経営成績に鑑みると、より適切な経営者がいると考えております。少なくとも現状維持では一株主として期待できません。株式価値向上に全く繋がらない買収防衛策は導入するべきではありません。

以上

#### 【株主提案(第6号議案)】

#### 第6号議案 株式分割の件

(会社注) 以下の議案の要領及び提案の理由は、提案株主から提出された2022年4月25日付け 株主提案書に記載された内容を原文のまま記載したものです。

#### (1) 提案の要領

当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

- ア 分割割合1株につき3株の割合とする
- イ 分割の基準日本総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日
- ウ 分割の効力発生日 本総会の日の翌営業日から起算して、4週間後の日

#### (2) 提案の理由

弊社はこれまで当社の取締役に対して株式の流動性を向上してほしい旨を伝え続けてきましたが、当社株式の売買高は極めて低く、日毎では売買高がゼロの日も見受けられます。この状況を打開し、改善しようとしないのは上場企業としていかがなものでしょうか。また、当社は2022年1月、取締役会から弊社が招集請求した臨時株主総会における株主提案について反対意見を表明されましたが、その中で現在の流動性に関して、「現在の株価水準は東京証券取引所が推奨する投資単位である5万円~50万円の中位に位置するため問題ない」と反論しており、現在の流動性を正当化されています。

しかしながら、弊社としては取締役会の主張が決してそれを正当化するものではないと考えております。推奨される投資単位内であれば、目の前の流動性の低さは見過ごして良いというお考えなのでしょうか。重要なのは「流動性」や「売買高」であり、「投資単位」ではないと考えております。仮に東京証券取引所が推奨する値幅に位置していても売買がされていなければ問題ないとは言えないのではないでしょうか。そして、このような株式の流動性の低さは、投資家の当社に対する投資意欲を失わせ、当社のバリュエーションを低下させる一要因となっています。実際に弊社以外の投資家からも流通株式の流動性向上については要望を受けていると先日の臨時株主総会で伺っております。なぜ「流通株式の流動性の改善」にも未だ着手される気配もなく、企業価値向上に対する意欲が垣間見えない状況が続くのか疑問が残るため、この度、株主提案という形で上程させていただきます。

#### ◎取締役会の意見

#### 第6号議案に反対いたします。

株式分割につきましては、提案株主から2021年10月4日付「要望書」においても同様のご要望をいただいており、また、かねてより流通株式の流動性の改善についてご指摘をいただいております。

当社取締役会においても議論を重ねてきたところでございますが、現時点の取締役会の判断としては、(i)株式分割による流動性への影響の有無には実証的に確立した見解は存在せず、株式分割を実施したことにより確実に流動性が高まるとは言えないこと、(ii)短期的な株価増減を招きいたずらにボラティリティーを向上させてしまうおそれのあること、(iii)当社株式の株価水準は東京証券取引所が推奨する投資単位5万円~50万円の中位に位置し、投資単位として適切な水準にあり、最低購入価格を減少させることによる流動性向上が望まれにくいこと等から、当面は見送る方針としております。当社といたしましては、今後もIR活動の積極的な取り組みなどを通じて、安定的・中長期的な流動性の向上を目指すこととしております。したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## [添付書類]

## 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナを巡る国際情勢の緊迫化や新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の感染拡大等、未だに様々な経済活動の自粛や制限が続いており、先行きは不透明な状況であります。当社グループをとりまく市場動向につきましては、第5世代移動通信システム(5G)の普及、巣ごもり需要や企業のDX投資等を背景としたデータトラヒックの増大、IoTデバイスの急速な普及等により、ビジネス参入機会の拡大が見込まれております。

しかしながら足元では新型コロナウイルス感染症拡大に伴う顧客計画の延伸や工事案件の遅延の影響、半導体に代表される原材料の世界的な供給不足及び極度の需給逼迫による部材調達問題等の影響が顕在化、長期化しており、未だ収束を見通すことは難しい状況にあります。

当連結会計年度の売上高につきましては、情報通信機器製造販売が減少した結果、247億35百万円(前年同期比15.9%減)となりました。

損益につきましては、営業損失は8億19百万円(前年同期比11億22百万円減)、経常 損失は7億94百万円(前年同期比11億70百万円減)、親会社株主に帰属する当期純損失 は10億23百万円(前年同期比11億63百万円減)となりました。

## [情報通信機器製造販売]

半導体に代表される世界的な部材不足及びこれに伴う極度の需給逼迫の影響を受けた部材調達の遅れ等により、光波長多重化伝送装置やIoT関連無線通信機器等について売上時期の延伸、受注の見送り、顧客側の発注計画変更等により、売上高は126億89百万円(前年同期比26.1%減)となりました。セグメント損益につきましては、部材調達に起因する売上の減少、部材価格上昇等による原価率の悪化により11億51百万円の損失(前年同期比10億58百万円損失増)となりました。

なお、情報通信機器製造販売の大部分を占める大井電気株式会社単体の売上高は128億30百万円(前年同期比26.4%減)、当期純損失は11億30百万円(前年同期比13億88百万円減)、純資産の部における利益剰余金は△86百万円(前年同期比11億95百万円減)となりました。

#### [ネットワーク工事保守]

主に基地局関連工事が増加したものの、電力向け通信機器工事が減少したため、売上高は120億46百万円(前年同期比1.7%減)となりました。セグメント損益につきましては材料費、外注費が増加したため3億7百万円(前年同期比17.3%減)となりました。

#### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は8億77百万円であり、その主なものは、社内情報システム改修及び機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

#### (3) 財産及び損益の状況

期別区分	第95期 (2019年3月期)	第96期 (2020年3月期)	第97期 (2021年3月期)	第98期 (2022年3月期)
売 上 高(千円)	22,561,995	25,314,544	29,410,371	24,735,568
営業利益又は損失(△)(千円)	△1,576,145	569,159	303,392	△819,018
経常利益又は損失(△)(千円)	△1,480,623	620,405	375,869	△794,971
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)(千円)	△2,779,482	523,843	139,653	△1,023,544
1 株 当 た り 当期純利益又は損失(△)(円)	△2,157.39	405.70	107.87	△788.03
総 資 産(千円)	17,143,189	20,219,305	22,416,836	21,796,174
純 資 産(千円)	7,205,241	7,684,610	8,451,599	7,405,199

#### <第95期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売において電力会社の設備投資が一部延伸となった他、新規システム開発案件の延伸等の影響により大幅に減少いたしました。損益につきましては、材料費等の圧縮や人件費削減等のコスト削減を行ったものの、情報通信機器製造販売の売上減少の影響並びに、新規のシステム開発案件におけるソフトウェア開発期間の延長によるコスト増の結果、大幅に減少しております。

#### <第96期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、第95期の開発案件に関連して発生した工事損失引当金相当の利益の改善及び材料費、外注費、経費、人件費の効率化や削減等の施策による利益率改善により大幅な損失減となりました。

#### <第97期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、情報通信機器製造販売において、主力製品の利益改善の遅れや、開発費用、品質対応費用の増加があったため、大幅に減少する結果となりました。

#### <第98期>

「1. 企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及び成果」に記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、第5世代移動通信システム(5G)に代表される新たな情報通信ニーズ、増大する通信トラヒックへの対応として通信インフラへの設備投資が拡大基調にあること、IoT技術の利用による未開拓分野への情報通信技術の適用拡大を背景に、情報通信機器市場のより一層の拡大が期待されています。加えて新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの導入拡大、働き方改革の推進に必要な情報通信環境整備、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展や巣ごもり需要の増加などが情報通信設備の需要を後押ししております。

一方で情報通信技術の発展に伴う技術の更なる高度化、情報通信機器のコモディティ化が進展しており、これに対応するためには技術力及び製品付加価値の継続的な向上が必須であります。また、新型コロナウイルス感染症拡大やその他複合的な要因から、世界的な半導体不足を始め部材調達において不透明な状況が発生しております。当社の製造計画に及ぼす影響のみならず、顧客の投資計画が流動的となる可能性についても注視する必要があると考えております。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の 構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

#### ① 経営戦略

当社グループは、大井電気㈱及びオオイテクノ㈱が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング㈱及び日本テクニカル・サービス㈱が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

## (情報通信機器製造販売)

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進するとともに、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ(電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど)向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、OTN(\*1)プラットフォーム事業、IoT関連に利用されるLPWA(\*2)事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに

対応した事業や、地方自治体向け防災事業、エネルギーマネジメントシステム関連事業 など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

- \*1 Optical Transport Network
- \*2 Low Power Wide Area

#### (ネットワーク工事保守)

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下でありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

#### ② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取り組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 な 事 業 内 容
日本フィールド・エン ジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事 及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保 守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、 設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

- (注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。
  - ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (6) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

X	分		主	な	製	8	
情報通信機	器製造販売			リティ・監視 テムの関連機器		モート計測・	センシング
ネットワー	クエ事保守	通信設備、光	ビネットワー?	フ、CATV∜	等の工事・保气	 予	

## (7) 主要な事業所、工場及び研究所(2022年3月31日現在)

当 社 本 社 横浜市港北区菊名七丁目3番16号

当 社 支 社 6支社(札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市)

当 社 工 場 水沢製作所 (奥州市)

#### 子 会 社 日本フィールド・エンジニアリング㈱国内10拠点

日本テクニカル・サービス(株)国内12拠点

オオイテクノ(株)国内2拠点

(株)エヌ・エフ・サービス国内1拠点

#### (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	493名	2名減
ネットワーク工事保守	528名	4名増
슴 計	1,021名	2名増

#### ② 当社の従業員の状況

	従	業	員	数	前期末比増減	平	均 年	令	平均勤続年数
男	子	_		384名	2名減		46.17	才	22.6年
女	子	_		51名	1 名増		46.2	Ż	23.6年
合計又は平均			435名	1 名減		46.17	ł	22.7年	

#### (9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

		借入	先名	<u> </u>			借入金残高
株	式 会 社	土 三 茤	ŧ U	F .	銀	行	2,809,002千円
株	式 会	社 三	井 住	友	銀	行	1,624,000千円
株	式 会	社 み	メ す。	ほ	銀	行	800,000千円
株	式 会	社	岩	手	銀	行	589,620千円
株	式 会	社	横	浜	銀	行	578,612千円
株	式 会	社り	) そ	な	銀	行	300,000千円
株	式 会 社	日本	政 策	金	融公	庫	24,300千円

# (10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

計算書類

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

5,480,000株

(2) 発行済株式総数

1,470,000株 (自己株式 169,803株)

(3) 株 主 数

1,052名

(4) 大株主の状況

				株		主		名					持	杉	<del>*</del>	数	ŧ	寺 株 占	七 率
Ξ		菱	Ē	Ē	機		株	Ī	t	会	È	社			2	247千株			19.01%
UNI	EAR <sup>-</sup>	ГΗ		11	NTER	RNAT	TION	IAL			LIMI	ΓED			2	200千株			15.44%
石						$\blacksquare$						甲				43千株			3.33%
KM	_	7	ネ	ジ	X	ン	<b> </b>	杉	ŧ :	式	会	社				40千株			3.15%
大	井		電	気	従		業	員	持		株	会				39千株			3.01%
石				$\blacksquare$				哲				爾				31千株			2.40%
三	菱	U	F	J	信	託	銀	行	株	式	会	社				30千株			2.31%
島				根				良				明				28千株			2.16%
-	般	財	4	法	人	石	$\blacksquare$	實	===	念	財	寸				22千株			1.71%
石						橋						健				16千株			1.25%

(注) 持株比率は、自己株式 (169,803株) を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役を除く)	3,690株	5名
取締役(監査等委員)	672株	2名

## 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役社長 (代表取締役)	石田 甲	日本フィールド・エンジニアリング(株) 取締役会長	子会社
常務取締役	千葉 敏幸		
取締役	加藤一夫	仙台開発センター長	
取締役	仁 井 克 己	経営管理本部長	
取締役	岡本俊也	営業統括副統括兼第二営業本部長	
取 締 役 (監査等委員)	藤井正人		
取 締 役 (監査等委員)	保々雅世	(株)イグアス       社外取締役         (株) V A C A N       社外取締役	重要な取引関係なし 重要な取引関係なし
取 締 役 (監査等委員)	安井宏樹		

- (注) 1. 取締役保々雅世氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会 社東京証券取引所の定める独立役員として、2019年6月、同取引所に届け出ております。
  - 2. 取締役安井宏樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2021年6月、同取引所に届け出ております。
  - 3. 当事業年度中の監査役の異動 監査役の佐々木正光氏、佐藤徹氏、本村健氏は2021年6月24日開催の第97期定時株主総会終結の ときをもって退任いたしました。
  - 4. 監査等委員である取締役の安井宏樹氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する対象事由等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役(監査等委員を含む。)であり、当 社が保険料の全額を負担しております。

#### (3) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の調査・監査機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における状況共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、藤井正人氏及び安井宏樹氏を常任の監査等

委員として選仟しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的とし、取締役が担う短期・中長期の経営責務に対するバランスを備えたインセンティブ制度の構築を図ることを、報酬決定に関する基本方針としています。

具体的には、取締役報酬は、業績に連動しない金銭報酬として毎月定額で支払う基本報酬と、業績に連動する報酬として短期業績に連動する金銭報酬である賞与及び中長期的な株主価値に連動する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬から構成されております。報酬限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役において、それぞれ別に株主総会の決議により決定されており、その各限度額の範囲内において取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は取締役会(含代表取締役一任)において、監査等委員である取締役報酬は監査等委員である取締役の協議に基づき、総額及び各人への配分を決定しています。

当社は、当該決定方針の決定について、取締役会の決議によることとしており、当事業年度におきましては2022年4月27日開催の取締役会において決議しました方針に基づき役員報酬を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年6月24日 開催の第97期定時株主総会において年額1億10百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分に属する給与及び賞与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第97期定時 株主総会において年額46百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の 監査等委員である取締役の員数は3名です。

当社監査等委員である取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において年額720万円以内と決議しております。当該定時株

主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬のうち、基本報酬、 賞与及び譲渡制限付株式報酬についての決定を代表取締役社長石田甲に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定 を行うためには、代表取締役社長である石田甲に委任することが最も適していると判断 したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長石田甲は指名・報酬委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等
- (ア)監査等委員会設置会社移行前

(2021年4月から第97期定時株主総会(2021年6月24日)終結の時まで)

役員区分	報酬等の総額	報子	等の種類別の総額	(千円)	対象となる 役員の員数
(X)	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)
取 締 役 (うち社外取締役)	14,669 (1,200)	11,520 (1,200)	(-)	3,149 (-)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,715 (4,056)	6,150 (3,750)	(-)	565 (306)	3 (2)

## (イ)監査等委員会設置会社移行後

(第97期定時株主総会(2021年6月24日)終結の時から2022年3月31日まで)

役員区分	報酬等の総額	報酬:	等の種類別の総額	(千円)	対象となる 役員の員数	
汉英区力	(千円)	基本報酬	本報酬 業績連動報酬等 非金銭報酬等		(人)	
取締役(監査等委員を除く。)	38,116	30,960	_	7,156	5	
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	20,203 (12,390)	18,900 (11,700)	_	1,303 (690)	3 (2)	

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の 持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与及び譲渡制限付株式 報酬を支給しております。

賞与は、責任の明確化を図るため取締役の任期が1年となっていることに鑑みて、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を指標とし、当該事業年度の連結業績(売上高、営業利益、純利益等を総合的に勘案)に連動して取締役会で決定しています。業績指標として、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を選定した理由は、事業年度の業績を端的に評価するとともに、取締役が中長期的に果たすべ

き職責を表すために適切であると判断したためであります。

毎期の連結業績評価の検討、審議を取締役会で行う際には、指名・報酬委員会の答申を 踏まえ、相当と思われる額を取締役会及び監査等委員会にて決定しております。

当事業年度を含む売上高、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1.(3)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬は、交付時期を退任時とした株式報酬であり、在任期間中に株式を実際に保有することで、株式報酬が目指している株主として保有という目的を直接的かつ強力に実現するものであります。

なお、本株式報酬の決定については、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会が定めた報酬方針・手続きに則り、既定のテーブルに基づき決定しております。

#### ⑥ 非金銭型報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は前記⑤及び2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係 各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(1)「取締役の状況」に記載のとおりです。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	安井 宏樹	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会それぞれの全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役として、他の取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。
取締役(監査等委員)	保々雅世	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会それぞれの全てに出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、経営上重要な投資計画や社内情報システム改修等に関する発言を行っており、独立した客観的立場から取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上に努めております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役安井宏樹氏及び保々雅世氏との間において、会社法第427条第1項並びに定款第33条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額
  - ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

33.000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
  - 2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、監査等委員会で審議し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を検討いたします。会計監査人を解任した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

計算書類

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の		負 債 <i>0</i>	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	16,788,452	流 動 負 債	10,861,271
現金及び預金	3,550,801	支払手形及び買掛金	1,803,578
受 取 手 形	50,104	電子記録債務	118,389
売掛金	5,869,758	短 期 借 入 金	6,030,000
契 約 資 産	129,066	1年内返済予定の長期借入金	112,344
電子記録債権	382,713	リ ー ス 債 務	15,431
商 品 及 び 製 品	955,908	未 払 金	1,059,855
仕 掛 品	4,310,956	未 払 法 人 税 等	85,067
原材料及び貯蔵品	1,325,625	未払消費税等	140,889
未収消費税等	111,876	賞 与 引 当 金	790,993
そ の 他	104,611	役員賞与引当金	7,800
貸 倒 引 当 金	△ 2,970	工事損失引当金	179,675
固 定 資 産	5,007,721	資 産 除 去 債 務	681
有 形 固 定 資 産	2,969,301	そ の 他	516,564
建物及び構築物	1,083,338	固 定 負 債	3,529,703
機械装置及び運搬具	64,432	長期借入金	583,190
工具器具及び備品	271,592	リース債務	37,426
土 地	1,387,217	長期 未払金	44,927
リース資産	47,580	役員退職慰労引当金	16,343
建設。仮勘定	115,139	退職給付に係る負債	2,762,284
無 形 固 定 資 産	537,021	資 産 除 去 債 務	84,781
ソフトウェア	227,287	そ の 他	749
その他	309,734	負 債 合 計	14,390,975
投資その他の資産	1,501,398	純 資 産	の部
投資有価証券	663,020	株主資本	5,878,699
長期貸付金	4,128	資本金	2,708,389
繰延税金資産	541,618	資本剰余金	1,401,317
その他	293,336	利益剰余金	2,294,557
貸 倒 引 当 金	△ 704	自 己 株 式	△ <b>525,563</b>
		その他の包括利益累計額	152,714
		その他有価証券評価差額金	150,020
		退職給付に係る調整累計額	2,694
		非 支 配 株 主 持 分	1,373,785
		純 資 産 合 計	7,405,199
資 産 合 計	21,796,174	負債及び純資産合計	21,796,174

## 連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から) (2022年 3 月31日まで)

(単位:千円)

科	B	金	額
売 上	高		24,735,568
売 上	原価		21,283,809
売 上 総	利 益		3,451,758
販売費及び一	般管理費		4,270,777
営業	損 失		△819,018
営 業 外	収 益		
受 取 利 息	見及び配当金	18,156	
雑	収 益	62,361	80,517
営 業 外	費用		
支払	利息	28,557	
雑	損    失	27,913	56,470
経常	損 失		△794,971
特別	損 失		
減損	損    失	33,789	33,789
税 金 等 調 整 前	前 当 期 純 損 失		△828,760
法人税、住民	税 及 び 事 業 税	70,066	
法人税	等調整額	33,242	103,309
当 期 糸	英 損 失		△932,069
非支配株主に帰原	属する当期純利益		91,474
親会社株主に帰原	属する当期純損失		△1,023,544

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

大井電気株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須 山 誠一郎

指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 絹 代業務執行社員 公認会計士 松 尾 絹 代

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大井電気株式会社の2021年4月1日から2 022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連 結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# **貸 借 対 照 表** (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産	の	部	 負	債	の	部
科目		金額	科			金額
流 動 資 産		11,684,602	流動	負 債		8,610,197
現金及び預	金	1,856,783		記録債	務	118,389
受 取 手	形	32,828	買	掛	金	1,610,381
電子記録債	権	350,383	短期	借入	金	5,900,000
売 掛	金	3,065,883	1年内返済	予定の長期借力	金/	54,756
製 半 製 材	品	22,640	リー	ス 債	務	15,431
半 製	品	882,497	未	払	金	147,001
材	料	1,276,468	未払		用	290,412
仕 掛	品	3,950,787		法人税	等	29,987
貯蔵	品	12,345	前	受	金	11,934
前渡	金	2,106	預	1)	金	19,744
前 払 費	用	13,764	賞 与	引 当	金	334,936
未 収 入	金	103,117	工 事 損		金	76,000
未収消費税	等	111,876		除去債	務	681
その	他	3,819	そ	$\mathcal{O}$	他	540
貸 倒 引 当	金	△ 699	固 定	負 債		2,758,073
固 定 資 産		3,325,536	長 期	借入	金	557,866
有 形 固 定 資	産	1,907,012	リ ー	ス 債	務	37,426
建	物	894,773	退職給		金	2,033,070
構築	物	55,268	長 期	未 払	金	44,927
機械装	置	64,432		除去債	務	84,781
車 両 運 搬	具	0	負 債	合 計	†	11,368,271
工具器具備	品	243,413	純	資 産		の部
土	地	486,404	株 主	資 本		3,539,490
リ ー ス 資	産	47,580	資本	金		2,708,389
建 設 仮 勘	定	115,139	資 本 剰			1,442,759
無形固定資	産	514,509	資 本	準 備	金	1,442,759
ソフトウェ	ア	199,883	利益剰			△ 86,094
その	他	314,626		益剰余金		△ 86,094
投資その他の資	産	904,014		利 益 剰 余	金	△ 86,094
投 資 有 価 証	券	416,863	自 己	株 式		△ <b>525,563</b>
関係会社株	式	168,025	評価・換算			102,377
長期前払費	用	21,136	その他有価証券	<b>等評価差額金</b>		102,377
繰 延 税 金 資	産	232,843				
その	他	65,145		産合 🗈		3,641,867
資産合計	† [	15,010,139	負債及び	純資産合計	†	15,010,139

# 損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		B		金	額
売		上	高			12,830,610
売	上	原	価			10,725,219
	売 上	総利	益			2,105,391
販	売 費 及で	びー般管	理 費			3,281,763
	営	業 損	失			△1,176,372
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 及	び 配 当	金	35,151	
	雑	収		益	67,759	102,911
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	27,535	
	雑	損		失	14,704	42,240
	経	常 損	失			△1,115,701
税	引 前	当 期	純 損	失		△1,115,701
法	人税、位	E 民税及	び 事 業	税	△ 12,567	
法	人	等	調整	額	27,123	14,556
当	期	純	損	失		△1,130,258

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

大井電気株式会社 取締役会 御中

2022年5月25日

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須 山 誠一郎 業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎

指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 絹 代業務執行社員 公認会計士 松 尾 絹 代

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大井電気株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査等委員会の監査報告書 謄本

#### 

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2021年6月24日開催された第97期定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたが、2021年4月1日から2021年6月24日(定時株主総会終結時)までの間の監査役会による監査の方法及び結果につきましても、以下の報告と同様であることを付記いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、新型コロナウィルス感染症対策として一部監査等にウェブ会議システムを利用し実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重点監査項目等を定めた監査計画を策定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの株式会社の支配に関する基本方針 及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。当該ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

大井電気株式会社監査等委員会 常勤監査等委員 藤井正人

常勤社外監査等委員

社外監査等委員

以上

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉		
_					
-					
-					
-					
-					
-					

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉		
_					
-					
-					
-					
-					
-					

# 株主総会会場ご案内図

